

かけはし

梯 川水系

かけはし

梯 川下流右岸圏域

河川整備計画

令和 7 年 8 月

石 川 県

目 次

第1章 圏域及び河川の概要

第1節 圏域及び河川の概要	1
1 流域の概要	1
2 地形・気候	1
3 動植物	1
4 水質	2
5 社会環境	2
第2節 河川整備の現状と課題	3
1 治水の現状と課題	3
2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	4

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備計画の対象区間	6
第2節 河川整備計画の対象期間	7
第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	7
第5節 河川環境の整備と保全に関する事項	7

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 流域治水への取組み	8
第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	8
1 河川工事の目的、種類	8
2 施行の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	8
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	14
1 河川管理施設の維持管理	14
2 樹木及び堆積した土砂等の管理	15
3 河川空間の適切な利用調整・管理	15
4 河川情報の提供	15
5 水量・水質の監視等	15
6 河川整備事業のモニタリング等	15
第4節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	15
1 地域住民と協働で行う河川管理	15
2 防災・減災意識の向上	15

第1章 圏域及び河川の概要

第1節 圏域及び河川の概要

1 流域の概要

一級河川^{かけはし} 梯川水系梯川下流右岸圏域は、一級河川梯川の河口から約 4.5km 地点右岸より流入する八丁川^{はっちよう}、約 7.4km 地点より流入する鍋谷川^{なべたに}、約 10.3km 地点より流入する仏大寺川^{ぶつだいじ}及び約 10.7km 地点より流入する滓上川^{かすかみ}の第一次支川 4 河川と、鍋谷川の約 7.5km 地点右岸より流入する第二次支川^{たちたに} 館谷川の計 5 河川の流域からなる。

八丁川は、その源を手取川の白山^{はくさん}合口堰堤^{ごうぐちえんてい}から取水された宮竹用水^{みやたけ}の排水を集め、小松市^{ひらおもて}平面町内で梯川に合流する流域面積約 28.3km²、幹線流路延長約 5.80km の河川である。鍋谷川は、その源を揚原山^{あげはら}に発し、小松市千代町^{せんだい}内で梯川に合流する流域面積約 25.9km²、幹線流路延長約 9.30km の河川である。館谷川は鍋谷川の支川であり、能美市^{の み}和気町^{わ け}内で鍋谷川に合流する流域面積約 6.2km²、幹線流路延長約 4.05km の河川である。仏大寺川は、その源^{かんのん}を観音山^{くわんおん}に発し、小松市遊泉寺町^{ゆうせんじ}内で梯川に合流する流域面積約 7.4km²、幹線流路延長約 3.60km の河川である。また、滓上川は、その源^{ひともし}を火燈山^{ひともし}に発し、小松市中海町^{なかうみ}内で梯川に合流する流域面積約 25.4km²、幹線流路延長約 7.25km の河川である。

これらの流域は、能美市、小松市および白山市の一部にまたがり、その大部分を占める能美市、小松市では、一帯に穀倉地帯が広がる中、繊維産業等の工場や機械産業を中心とした企業が多くあり、石川県における社会・経済の基盤を成している。

2 地形・気候

圏域内の地形は大きく 2 分され、西北西に日本海に面した平野が広がり、南東方向に白山山系に続く平地がある。

このことが四季を通じて気候に影響を与え、特に冬場は山地部で降雪量の多い日本海側特有の気候を作り出し、年間降水量は約 2,200mm である。

また、八丁川及び鍋谷川下流は低地となっており、鍋谷川上流、館谷川及び仏大寺川は丘陵地、滓上川は山地となっている。

3 動植物

八丁川は、能美市、小松市を流れる得橋用水^{とくはし}から分派した水や周辺の水田地帯からの農業用水の排水を合流しながら流れ、河川に沿って広がる住宅地と水田地帯のなか、護岸整備された河道内を流下している。上流部の水際には一部ツルヨシ等が、中下流部の法面にはオギやクズなどの植生がみられ、砂泥や細礫の河床部にフサモ属等の水草類が縦断的に繁茂している。上流部は平瀬が分布し、オイカワやカマキリ（絶滅危惧Ⅱ類：環境省 RL）、ドンコ等が生息している。水際や河床部にはナガエミクリ（準絶滅危惧：環境省 RL、絶滅危惧Ⅱ類：いしかわ RDB2020）が繁茂し、これらの水際植生周辺ではキタノメダカ（絶滅危惧Ⅱ類：環境省 RL）等が生息している。梯川合流点から約 3km の区間は、梯川の背水の影響を受けて瀬^{とろ}状の流れを呈しており、コイやフナ類、スズキ等の魚類が生息している。

鍋谷川の上流部は、スギ・ヒノキ植林が分布している谷間を蛇行しながら流下しており、谷地には水田と集落がみられる。河道は岩河床となっており、河岸にはススキ等の植生がみられる。館谷川と合流すると、河床は礫床となり瀬や淵が見られるようになり、水際や砂州上にツルヨシ、河岸法面にはススキやオギ等の植生がみられる。魚類はアブラハヤやドンコ等が生息している。鍋谷川橋上流の取水堰より下流では、ラバー堰を含む横断工作物が多くなり河岸もコンクリート護岸となっているが、魚類相は多様でギンブナやウグイ、オイカワ、カマツカ、ドジョウ（準絶滅危惧：環境省 RL）、アユ等が生息している。

鍋谷川の支川である館谷川はスギ・ヒノキ植林が分布する谷間を流れており、護岸はコンクリート等で整備された区間が多く、法面にあまり植生はみられないが、水際にはミゾソバ等が生育している。魚類は、ヌマムツ、アブラハヤ、カマツカ、シマドジョウ、ドンコ等が生息しており、鍋谷川の合流部付近よりもやや多様な魚類相である。

仏大寺川の上流部は、スギやヌルデ、アカメガシワが分布している谷間を蛇行しながら流下しており、河道には瀬や淵がみられ、アブラハヤやドジョウ（準絶滅危惧：環境省 RL）、カジカ（準絶滅危惧：環境省 RL）等が生息している。中下流部もスギやケヤキ、一部マダケ林が分布する谷間を流れている。

滓上川中上流部は、スギやオニグルミ、ヌルデ、アカメガシワ等が分布し、谷地の水田のなかを流れている。河道には瀬や淵が見られ、アブラハヤ、カジカ（準絶滅危惧：環境省 RL）、ドンコ等の魚類が生息している。下流部は、市街地のなかを流れ、コンクリート護岸が整備されておりあまり植生はみられない。滓上橋上流の取水堰下流ではアユやウグイ、オイカワ、コイ、ナマズ等の魚類が生息し、しばしばアユ釣りをを楽しむ釣り人がみられる。

4 水質

河川の水質は、環境基準の水域類型は指定されていないが、一般水域として八丁川、鍋谷川、滓上川の4地点で水質測定が行われている。各地点の平成8年度～令和3年度の水質測定結果は、八丁川八丁川橋地点のBOD75%値は0.8～2.0mg/L、鍋谷川^{おの}小野町橋地点のBOD75%値は0.6～2.0mg/L、鍋谷川^{しもうら}下浦橋地点のBOD75%値は0.5～2.0mg/L、滓上川滓上橋地点のBOD75%値は0.5～1.6mg/Lであり、近年は概ね環境基準A類型（2.0mg/L）以下の水質で推移している。

5 社会環境

圏域には古墳や遺跡からの出土が多数確認されている。平成22年に「小松市埋蔵文化財センター」がオープンし、展示観覧や古代体験などを通じて埋蔵文化財に触れる機会を提供している。また令和2年には、和田山古墳群のふもとに「能美ふるさとミュージアム」がオープンし、能美の自然・歴史・民俗などの情報を発信している。

圏域は九谷焼の産地の一つとなっており、「九谷陶芸村」などが存在する。

第2節 河川整備の現状と課題

1 治水の現状と課題

(1) 過去の洪水被害

圏域では、古くから度重なる水害に見舞われてきた。それらの被害の内容は、河川改修事業による河川整備が十分でなかった昭和年代では、堤防の決壊被害が多い一方、平成10年、平成18年、平成25年に発生した洪水により、八丁川及び鍋谷川で堤防の漏水被害が発生した。

また、令和4年8月に発生した豪雨では、鍋谷川及び滓上川で堤防の決壊や溢水が複数箇所が発生し、館谷川及び仏大寺川でも護岸の損壊が発生するなど、圏域を含む梯川流域全体で甚大な浸水被害が発生した。

表1 梯川下流右岸圏域の主な洪水被害

生起年月	降雨要因	浸水被害が発生した 主な河川	降雨量(mm/日) (小松雨量観測所)	被害状況
昭和8年7月25日	台風	八丁川	120.9	八丁川で2箇所堤防決壊
昭和9年7月11日	梅雨前線	鍋谷川	79.9	鍋谷川で5箇所堤防決壊
昭和34年8月13日	台風7号	八丁川	106.6	八丁川、鍋谷川で堤防決壊
昭和43年8月28日	秋雨前線	八丁川、鍋谷川	99.0	八丁川、鍋谷川で堤防決壊 小松市で床上浸水100戸超
平成10年9月22日	台風7号	鍋谷川	88.0	鍋谷川で堤防漏水
平成18年7月15日	梅雨前線	八丁川、鍋谷川	134.0	八丁川、鍋谷川で堤防漏水
平成25年7月29日	梅雨前線	八丁川	199.5	八丁川で堤防漏水 梯川水系で床下浸水22戸、床上浸水78戸
令和4年8月4日	前線	八丁川、鍋谷川、 仏大寺川、滓上川	242.0	鍋谷川で2箇所堤防決壊 梯川水系で床下浸水547棟、床上浸水287棟、 半壊166棟、全壊6棟、浸水面積208,717m ²

ア) 平成18年7月15日

7月15日の夕刻から降り出した梅雨前線による雨は、7月19日までの4日間、断続的に降り続き、特に17日および18日については、日降水量120mmを超える集中豪雨となった。

この洪水により、堤防の決壊や溢水は発生しなかったが、八丁川、鍋谷川については、梯川の背水の影響で水位が上昇し、堤防の一部で増大した水圧により漏水が生じるという状況に陥った。

イ) 平成25年7月29日

7月29日から30日にかけて、梅雨前線が朝鮮半島から日本海を通過して北陸地方に達し、この梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れこんだため、大気の状態が非

常に不安定となり、この影響で加賀地方を中心に大雨となった。

この洪水により、梯川水系で床下浸水 22 棟、床上浸水 78 棟、浸水面積 17,178m²の被害が発生した。

ウ) 令和 4 年 8 月 4 日

8 月 3 日から 4 日にかけて、北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心をもった高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、この影響で記録的な大雨となった。

この洪水により、梯川水系で床下浸水 547 棟、床上浸水 287 棟、半壊 166 棟、全壊 6 棟、浸水面積 208,717m²の被害が発生した。

(2) 治水事業

本水系の治水事業として、鍋谷川は、昭和 16 年から昭和 24 年に中小河川改修事業により、梯川合流点から約 2,900m の区間を改修しており、昭和 35 年から昭和 46 年には、局部改良事業により、上流屈曲部の約 1,300m を改修した。

中流部の特に河積の不足している約 1,500m 区間については、平成 2 年度に局部改良事業が採択され、平成 11 年に完了した。

また、平成 5 年には、上流部丘陵地における宅地造成に関連して住宅宅地関連公共施設整備促進事業が採択されている。

加えて、平成 11 年から河川修繕事業、平成 18 年から総合流域防災事業により、質的整備が進められ、令和 2 年に完了している。

八丁川は、梯川の洪水により、背水の影響で八丁川が溢水するのを防ぐため、昭和 40 年から昭和 57 年にかけて約 2,900m を小規模河川改修事業により改修した。

その後、平成 25 年 7 月 29 日に河原橋下流左岸で漏水被害があり、これを受けて平成 27 年から総合流域防災事業により、八丁川新橋から約 1,150m の漏水被害箇所の対策を進めている。

このように梯川下流右岸圏域では、河川改修事業を進めてきたが依然として未改修区間が多く残存しており、令和 4 年 8 月の豪雨では、圏域全体に甚大な浸水被害が発生した。

このため、本圏域においては、令和 4 年 8 月豪雨と同規模の洪水に対して氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図るなど、治水安全度の向上が急務となっている。

2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

八丁川及び鍋谷川下流の平野部は、手取川の白山合口堰堤から取水される宮竹用水をもとに、広大な水田地帯となっている。また、河川水は農業用水として広く利用されている。

対象河川における許可水利権・慣行水利権について、八丁川では 3 件、鍋谷川では 24 件、館谷川では 5 件、滓上川で 6 件の取水が確認されている。なお、圏域において、過去に大きな渇水被害は生じていない。

河川空間については、八丁川における船着場跡を利用した親水公園が、地域住民の憩い

の場としての機能を果たしている。

このように、圏域では水田地帯、山地・丘陵地の多様な自然に恵まれ、多くの動植物の良好な生育・生息環境がみられる他、市街地周辺では親水公園が整備される等、市民の憩いの場となっている。

一方で、圏域の平地部に広がる水田地帯のため、鍋谷川の中上流のようにラバー堰を含む取水堰等の横断工作物が比較的多くみられる。一部の横断工作物では魚道が整備されているものの、鍋谷川の鍋谷川橋上流の取水堰上下流や、滓上川の滓上橋上流の取水堰上下流で確認される魚類相に大きな差異がみられる。このような横断工作物による移動阻害や生息域の分断箇所の解消が課題のひとつとなっている。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、一級河川梯川水系梯川下流右岸圏域の石川県知事管理区間とする。

表2 河川整備計画の対象区間

河川名	計画対象区間	延長	流域内の市町
八丁川	梯川合流点～法指定上流端	約 5.6km	小松市/能美市
鍋谷川	梯川合流点～法指定上流端	約 9.3km	小松市/能美市
仏大寺川	梯川合流点～法指定上流端	約 4.1km	小松市/能美市
滓上川	梯川合流点～法指定上流端	約 3.6km	小松市/白山市
館谷川	鍋谷川合流点～法指定上流端	約 4.1km	能美市

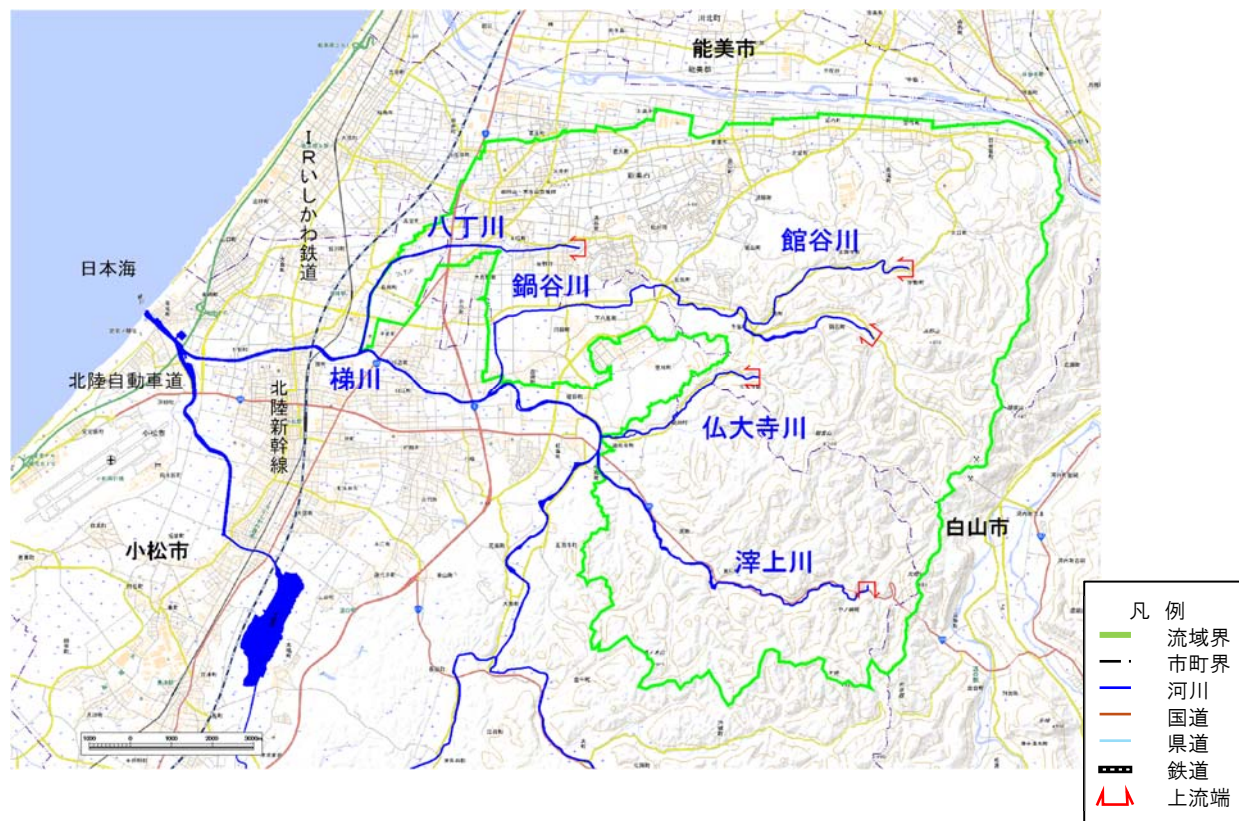


図1 梯川水系 梯川下流右岸圏域全体図

第2節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね30年間とする。

なお、本計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関して、流域の社会的経済的重要性及び資産及びこれまでの整備状況を考慮し、八丁川、鍋谷川については概ね50年に1回程度、仏大寺川、滓上川については概ね30年に1回程度発生する規模の降雨による洪水から防御するため堤防強化等により洪水の安全の流下を図る。

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行うとともに、魚類が豊富に生息する本圏域の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況を把握し、特に魚類の良好な生息の場となる瀬や淵の保全に努める。

水質については、今後も河川パトロールを行い、河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながら水質の回復・保全に努めるものとする。

また、地域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し、対策を協議するなど、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害が軽減されるよう努める。

第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、流水の清潔の保持や、動植物の生育・生息環境、人と河川の豊かなふれあいの場が確保できるよう、梯川水系河川整備計画(国土交通省：平成28年3月)との整合を図りながら、河川環境の整備と保全に努める。

河道の整備にあたっては、現有する多様な自然環境、周辺と調和のとれた景観を保持し、水際環境や山付部の連続性の確保、河床に繁茂する貴重な植物の保全など、動植物の生育・生息環境に配慮した整備に努めるとともに、横断工作物の更新時等を活用して縦断的な連続性の確保に努める。具体的には、八丁川の整備では、河床部にみられる希少種ナガエミクリ(準絶滅危惧種：環境省RL、絶滅危惧種：いしかわRDB2020)に配慮し、現況と同様の水辺の植生帯の保全・創出に努めるものとする。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 流域治水への取組み

気候変動の影響による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域の国・県・市町や企業、住民等のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要がある。梯川・手取川水系では、令和2年9月に「手取川・梯川水系流域治水協議会」を設置し、令和3年3月に「梯川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、加えて、記録的な大雨により流域全域に甚大な被害をもたらした令和4年8月豪雨を受けて、同年10月には「令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」を設置し、同年11月に「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」を、令和5年8月に「梯川水系流域治水プロジェクト2.0」をとりまとめ、流域のあらゆる関係者と協働して「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進している。

なお、必要に応じて流域治水関連法等により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用する。

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される

河川管理施設の機能の概要

1 河川工事の目的、種類

洪水による災害の発生の防止、軽減に関して、八丁川では、概ね50年に一回程度発生する規模の降雨(24時間雨量171.9mm)、鍋谷川では、概ね50年に一回程度発生する規模の降雨(24時間雨量202.7mm)、仏大寺川では、概ね30年に一回程度発生する規模の降雨(24時間雨量186.0mm)、滓上川では、概ね30年に一回程度発生する規模の降雨(24時間雨量189.5mm)による洪水に対して安全に流下させることを目標とする。さらに、令和4年8月豪雨で氾濫が発生した鍋谷川と滓上川では、遊水地もあわせて整備することによって、令和4年8月豪雨と同規模の洪水に対しても河川の氾濫による人家の浸水被害を防止する。

2 施行の場所、当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事を施行する区間は、下記のとおりとする。なお、八丁川の堤防整備済み区間のうち、過去の漏水発生箇所では、洪水時の堤防決壊等重大災害を未然に防ぐため、漏水対策を実施する。

表3 河川工事の種類及び施行の場所

河川名	施行延長	河川工事の種類
八丁川	約5.6km	築堤、河道拡幅、漏水対策、護岸整備
鍋谷川	約7.5km	築堤、河道拡幅、護岸整備、遊水地整備
仏大寺川	約1.7km	築堤、特殊堤整備、河床掘削
滓上川	約7.3km	築堤、特殊堤整備、河道拡幅、護岸整備、遊水地整備

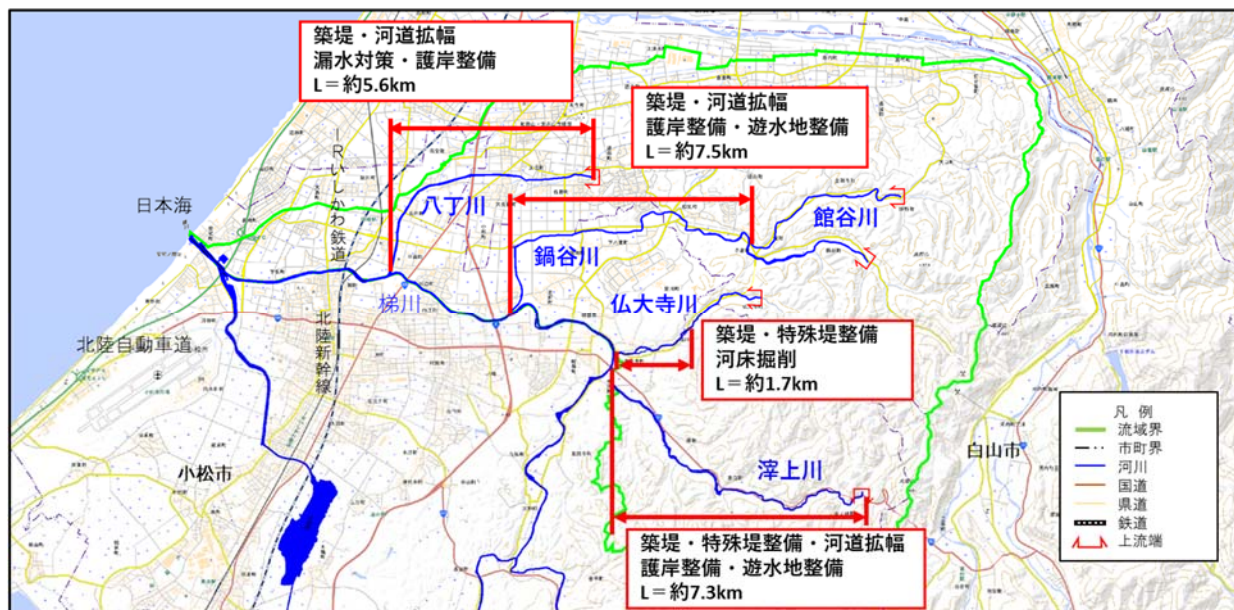


図 2 河川工事の施行区間

(1) 八丁川

梯川合流点から法指定上流端において、計画高水流量を安全に流下させるため、築堤、河道拡幅、護岸整備を実施する。工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。また、梯川の背水の影響により、八丁川の水位が高くなる下流部では、築堤および堤防の漏水対策を実施する。

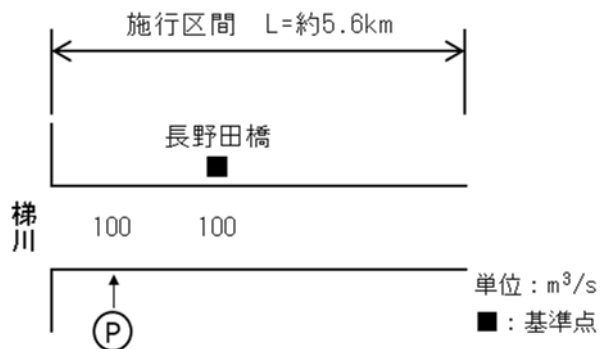


図 3 八丁川計画高水流量配分図

本区間で河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形および横断形の基本的な考え方は、以下の通りである。

① 計画平面形状

計画平面形状は、地域社会への影響や沿川家屋に配慮し、現河道平面形状を基本として、流下能力の確保が困難な区間において河道拡幅を行うことで、治水安全度の向上を図った平面形状とする。

② 計画縦断形状

流域の地形形状を尊重し、計画縦断形状は、魚類等の移動経路を確保するため、河川の水面や河床の連続性の確保しつつ、流下能力が不足する区間は必要な河道拡幅、築堤を実施する。

③ 計画横断形状

計画横断形状は、河道拡幅により河積を確保するとともに、現況の河道状況を極力維持することで、動植物の生息・生育環境に配慮した横断形状とする。また動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮し、背後地の土地利用状況等に応じて築堤、護岸整備を実施する。

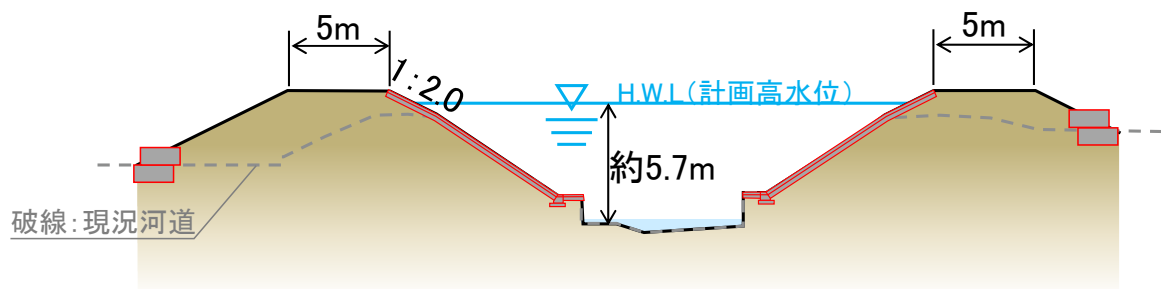


図4 梯川合流点から0.8km付近の横断図

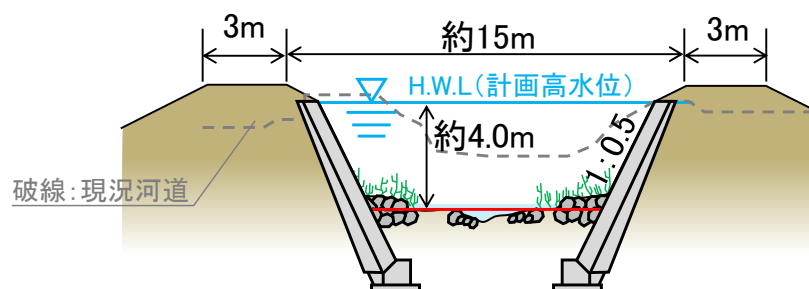


図5 梯川合流点から5.0km付近の横断図

(2) 鍋谷川

梯川合流点から館谷川合流点において、計画高水流量を安全に流下させるため、築堤、河道拡幅、護岸整備、遊水地整備を実施する。工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。また、梯川の背水の影響により、鍋谷川の水位が高くなる下流部では、築堤を実施する。

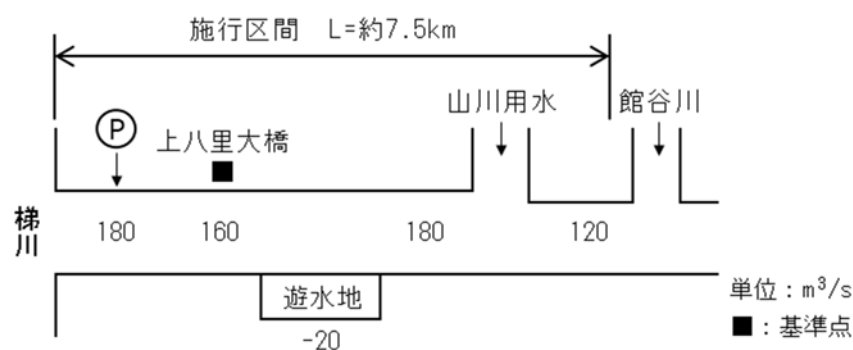


図6 鍋谷川計画高水流量配分図

本区間で河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断形および横断形の基本的な考え方は、以下の通りである。

① 計画平面形状

計画平面形状は、地域社会への影響や沿川家屋に配慮し、現河道平面形状を基本として、流下能力の確保が困難な区間において遊水地整備を行うことで、治水安全度の向上を図った平面形状とする。

② 計画縦断形状

流域の地形形状を尊重し、計画縦断形状は、魚類等の移動経路を確保するため、河川の水面や河床の連続性の確保しつつ、流下能力が不足する区間は必要な河道拡幅、築堤を実施する。

③ 計画横断形状

計画横断形状は、河道拡幅により河積を確保するとともに、現況の河道状況を極力維持することで、動植物の生息・生育環境に配慮した横断形状とする。また動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮し、背後地の土地利用状況等に応じて築堤、護岸整備を実施する。

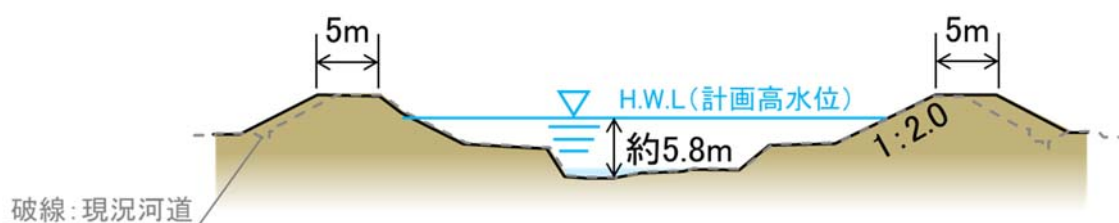


図7 梯川合流点から1.2km付近の横断図

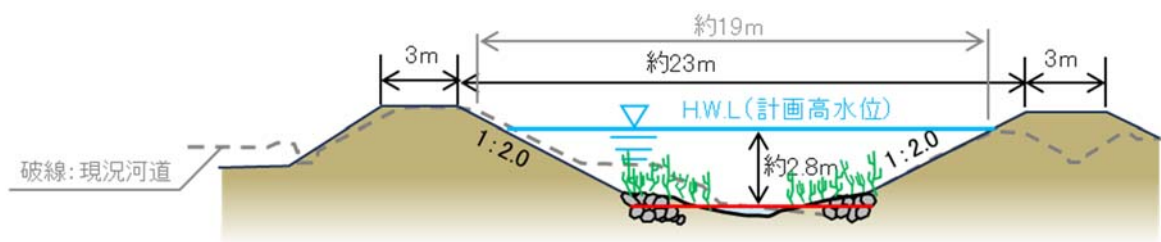


図8 梯川合流点から5.0km 付近の横断面図

(3) 仏大寺川

梯川合流点から小松市鶴川町地先において、計画高水流量を安全に流下させるため、築堤、特殊堤整備、河床掘削を実施する。工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。

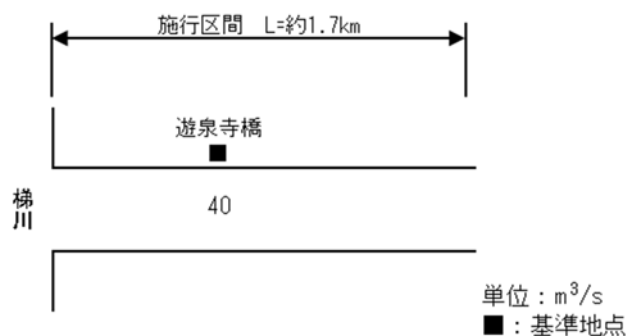


図9 仏大寺川計画高水流量配分図

本区間で河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断面形および横断面形の基本的な考え方は、以下の通りである。

① 計画平面形状

計画平面形状は、地域社会への影響や沿川家屋に配慮し、現河道平面形状を尊重した平面形状とする。

② 計画縦断面形状

流域の地形形状を尊重し、計画縦断面形状は、魚類等の移動経路を確保するため、河川の水面や河床の連続性の確保しつつ、流下能力が不足する区間は必要な特殊堤等を整備する。

③ 計画横断面形状

計画横断面形状は、特殊堤等の整備により河積を確保するとともに、現況の河道状況を極力維持することで、動植物の生息・生育環境に配慮した横断面形状とする。

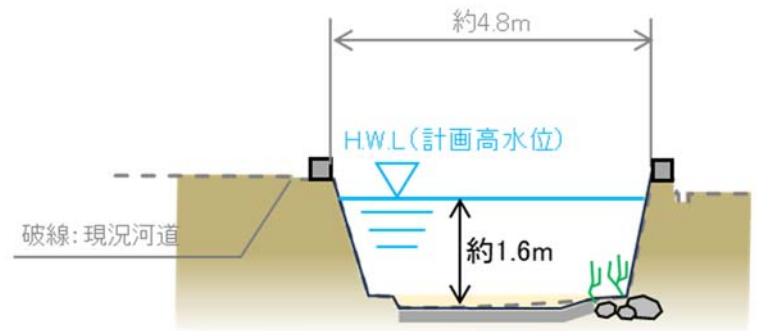


図 10 梯川合流点から 1.7km 付近の横断面図

(4) 滓上川

梯川合流点から法指定上流端において、計画高水流量を安全に流下させるため、築堤、特殊堤整備、河道拡幅、護岸整備、遊水地整備を実施する。工事の実施にあたっては、在来植生が回復するよう植生にも配慮した河川整備に努める。また、梯川の背水の影響により、滓上川の水位が高くなる下流部では、築堤を実施する。

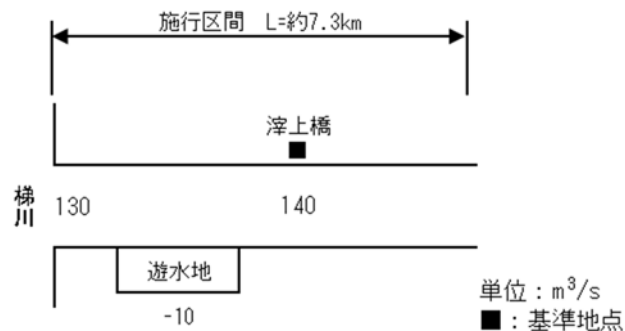


図 11 滓上川計画高水流量配分図

本区間で河川整備を進めるにあたっての計画平面形、縦断面形および横断面形の基本的な考え方は、以下の通りである。

① 計画平面形状

計画平面形状は、地域社会への影響や沿川家屋に配慮し、現河道平面形状を尊重した基本として、流下能力の確保が困難な区間において遊水地整備を行うことで、治水安全度の向上を図った平面形状とする。

② 計画縦断面形状

流域の地形形状を尊重し、計画横断面形状は、魚類等の移動経路を確保するため、河川の水面や河床の連続性の確保しつつ、流下能力が不足する区間は必要な河道拡幅、築堤、特殊堤整備を実施する。

③ 計画横断形状

計画横断形状は、河道拡幅により河積を確保するとともに、現況の河道状況を極力維持することで、動植物の生息・生育環境に配慮した横断形状とする。また動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮し、背後地の土地利用状況等に応じて築堤、護岸整備を実施する。

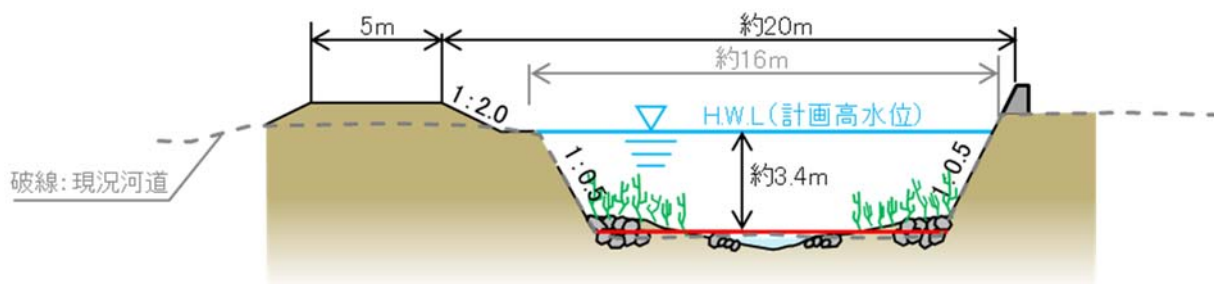


図 12 梯川合流点から 0.14km 付近の横断面図

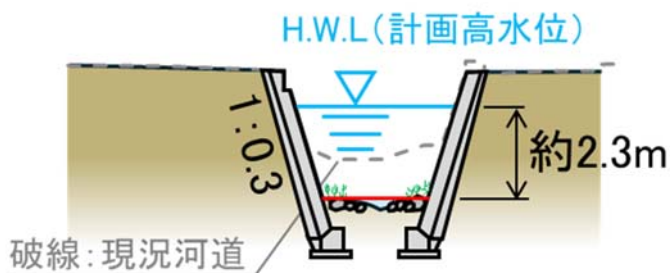


図 13 梯川合流点から 7.2km 付近の横断面図

第 3 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、災害発生の防止、危機管理、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に次の事項に努めるものとする。

1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な河川巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行う。

また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な河川巡視を行い、異常箇所を早期発見に努める。

2 樹木及び堆積した土砂等の管理

河道内の樹木及び堆積した土砂等の管理は、洪水時の流下能力を維持することを目的に河川巡視により樹木の繁茂状況及び土砂の堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及び撤去等の維持管理に努める。

3 河川空間の適切な利用調整・管理

滓上川、鍋谷川および八丁川は、親水公園、水辺に近づける施設などの整備を行い、市民の憩いの場を提供しているため、今後とも適切な河川空間の利用がなされるように努める。

4 河川情報の提供

雨量や河川水位、河川監視カメラ映像に加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置により、河川情報を密に収集し、「石川県河川総合情報システム」等を用いて、地域住民にインターネットや携帯電話等で分かりやすく情報提供を行い、関係機関と連携して洪水時における避難体制並びに水防体制の維持・強化に努める。

5 水量・水質の監視等

適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整がなされるように努める。

また、河川巡視や関係機関との連携により水質事故等の早期発見と適切な対処に努める。

6 河川整備事業のモニタリング等

河川整備事業の効果や河川環境への影響について、必要に応じモニタリング調査を行い、データを収集するとともに、事業を検証し、必要に応じ適切な対処に努める。

第4節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1 地域住民と協働で行う河川管理

圏域の豊かな自然を保全し、良好な社会資本として利用し、また、次世代へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。

このため、河川に関する情報提供に努めるとともに、河川整備、河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握することにより、地域住民との連携を図り、住民参加による川づくりや街づくり等の活動の支援に努める。

2 防災・減災意識の向上

圏域の洪水被害を防止・軽減するためには、河川の整備と併せて、「施設では防ぎき

れない洪水は発生するもの」として、地域住民一人一人が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう防災・減災意識を高く持つことが重要である。

このため、地域住民が洪水時に円滑かつ迅速に避難行動が行えるよう、平時から関係機関と連携して、万が一河川が氾濫した場合に浸水の可能性がある区域と水深を示した「洪水浸水想定区域図」や、この情報を基に各市町で避難場所等の情報を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」等の周知、水害から身を守るための出前講座の実施、広報資料の作成・配布、地域住民や関係機関が連携した避難訓練等を実施し、地域住民の防災・減災意識の向上に努める。